

陸上自衛隊仕様書			
件 名	船舶賃貸借役務（Ａ）	要求番号	6 N L 8 1 C R 0 0 0 3
		仕様書番号	1 4
		作成年月日	R 8 . 5 . 1 3
		作成者	六ヶ所対空射撃場管理隊

1 一般共通事項

1.1 総則

本仕様書は、六ヶ所対空射撃場水域での訓練等における「船舶賃貸借役務」について適用する。

1.2 役務

請負者は、関係法令等を遵守し、本役務を実施する上で必要、かつ適切な処置を行うものとする。

1.3 疑義

本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

1.4 適用法令

漁業法のほか、関係法令等によるものとする。

2 特記事項

2.1 役務場所（基準）

図1を基準とする。ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

2.2 役務予定期間等

令和8年7月1日（水）～11月5日（木）において、次の日数を予定する。

ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

区 分	7月	8月	9月	10月	11月	計
役務予定日数	10日	19日	8日	19日	4日	60日

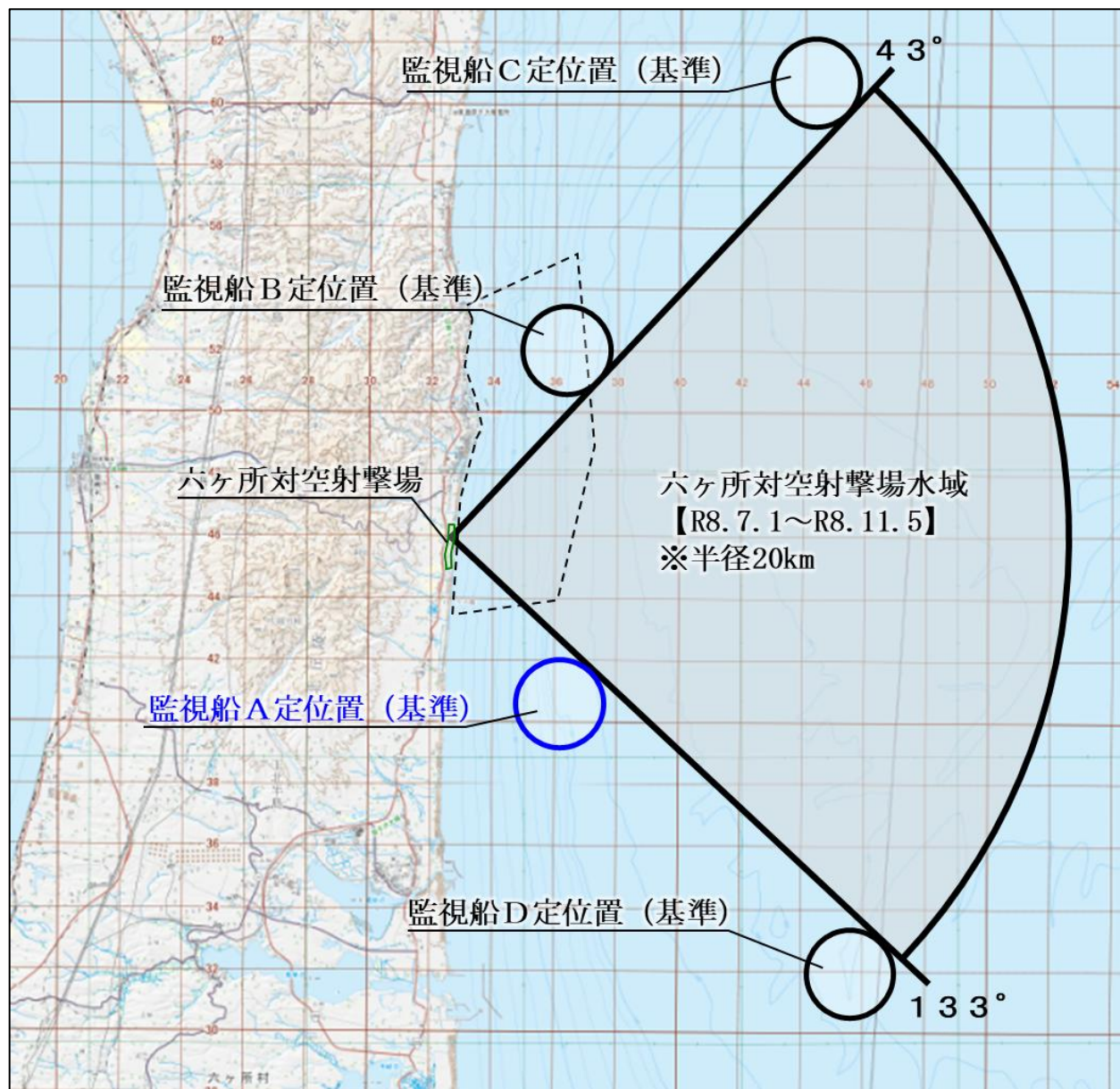
2.3 役務の要領

- 出港要請は、出港前日の1800（基準）及び当日0600（基準）に実施する。
- 役務の開始は、出港当日の0730とする。
※官側の指示により漁港において気象等の回復を待つ場合（待機）も役務の開始に含める。
- 船舶等の不具合で出港できない場合は、監督官に申し出るとともに、代理の船舶を充てること。
- 船舶には自衛官2名以上を乗船させること。

2.4 役務船の規格等

区 分	規格等（基準）
船舶（Ａ）	- 船舶は3.0t以上10t未満とする。 - 六ヶ所対空射撃場廠舎地域から漁港まで7km以内であること。 - 漁港から役務海域まで30分以内で到着できること。 - 船体が低く、海面上に浮遊する標的機等の回収が容易にできること。 - GPSを装備し、役務海域（扇形）を表示できること。 - 国際VHF無線機を使用できること。 - 役務船の航行に必要な燃料等は、請負者で負担するものとする。
保有資格等	- 船舶操縦士免許 - 漁業無線従事者免許 - 船籍証明書

図1－役務海域



陸上自衛隊仕様書			
件 名	船舶賃貸借役務（Ｂ）	要求番号	6 N L 8 1 C R 0 0 0 3
		仕様書番号	1 5
		作成年月日	R 8 . 5 . 1 3
		作成者	六ヶ所対空射撃場管理隊

1 一般共通事項

1.1 総則

本仕様書は、六ヶ所対空射撃場水域での訓練等における「船舶賃貸借役務」について適用する。

1.2 役務

請負者は、関係法令等を遵守し、本役務を実施する上で必要、かつ適切な処置を行うものとする。

1.3 疑義

本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

1.4 適用法令

漁業法のほか、関係法令等によるものとする。

2 特記事項

2.1 役務場所（基準）

図1を基準とする。ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

2.2 役務予定期間等

令和8年7月1日（水）～11月5日（木）において、次の日数を予定する。

ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

区 分	7月	8月	9月	10月	11月	計
役務予定日数	10日	19日	8日	19日	4日	60日

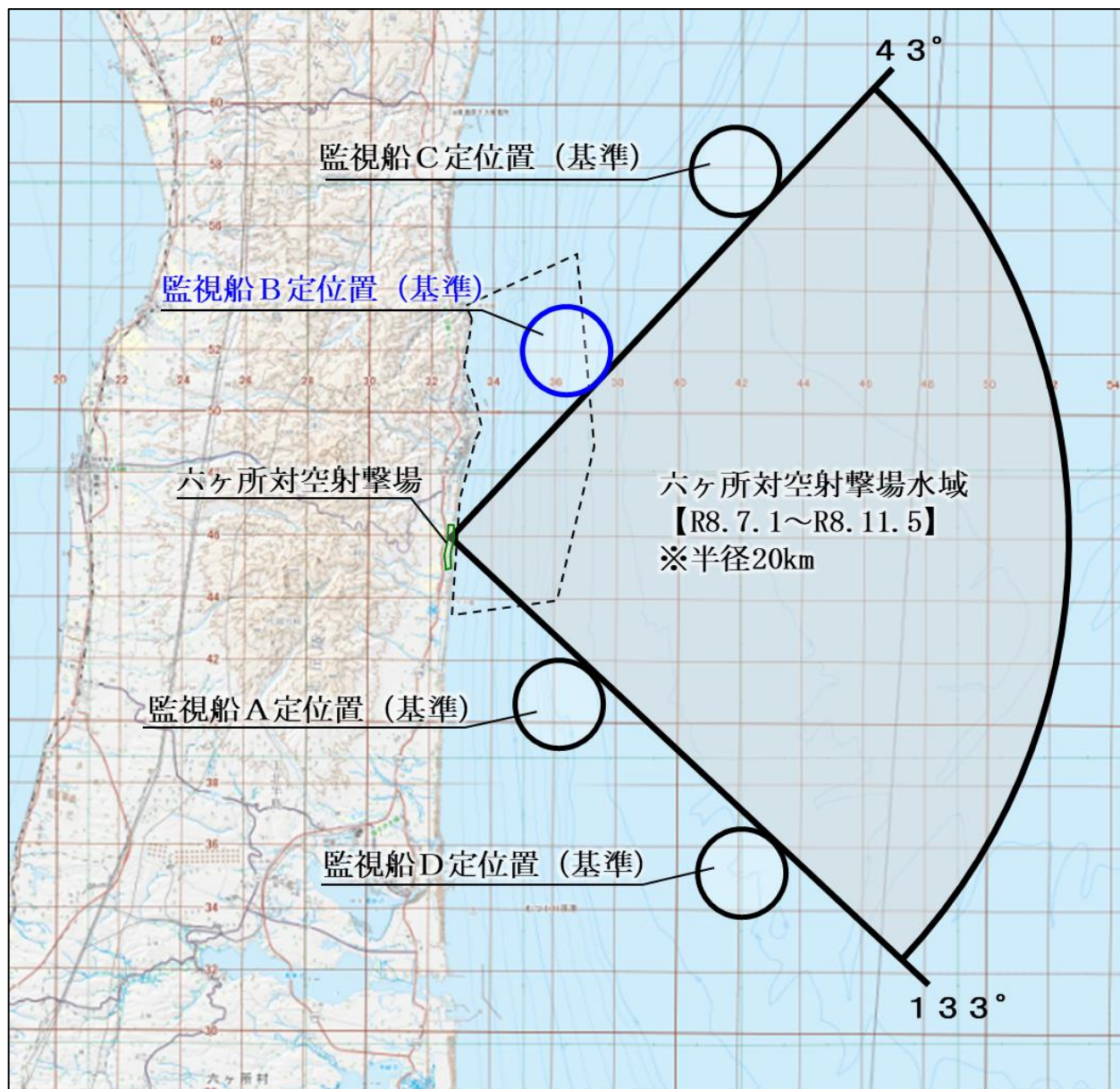
2.3 役務の要領

- 出港要請は、出港前日の1800（基準）及び当日0600（基準）に実施する。
- 役務の開始は、出港当日の0730とする。
※官側の指示により漁港において気象等の回復を待つ場合（待機）も役務の開始に含める。
- 船舶等の不具合で出港できない場合は、監督官に申し出るとともに、代理の船舶を充てること。
- 船舶には自衛官2名以上を乗船させること。

2.4 役務船の規格等

区 分	規格等（基準）
船舶（Ｂ）	- 船舶は11t以上20t未満とする。 - 六ヶ所対空射撃場廠舎地域から漁港まで7km以内であること。 - 漁港から役務海域まで30分以内で到着できること。 - 船底が平らで定置網等に進入できること。 - 船体が低く、クレーン装置等を使用し、海面上に浮遊する標的機等を安全に回収できること。 - G P Sを装備し、役務海域（扇形）を表示できること。 - 役務船の航行に必要な燃料等は、請負者で負担するものとする。
保有資格等	- 船舶操縦士免許 - 漁業無線従事者免許 - 船籍証明書

図1－役務海域



陸上自衛隊仕様書			
件 名	船舶賃貸借役務（C）	要求番号	6NL81CR0003
		仕様書番号	16
		作成年月日	R8. 5. 13
		作成者	六ヶ所対空射撃場管理隊

1 一般共通事項

1.1 総則

本仕様書は、六ヶ所対空射撃場水域での訓練等における「船舶賃貸借役務」について適用する。

1.2 役務

請負者は、関係法令等を遵守し、本役務を実施する上で必要、かつ適切な処置を行うものとする。

1.3 疑義

本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

1.4 適用法令

漁業法のほか、関係法令等によるものとする。

2 特記事項

2.1 役務場所（基準）

図1を基準とする。ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

2.2 役務予定期間等

令和8年7月1日（水）～11月5日（木）において、次の日数を予定する。

ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

区 分	7月	8月	9月	10月	11月	計
役務予定日数	10日	19日	8日	19日	4日	60日

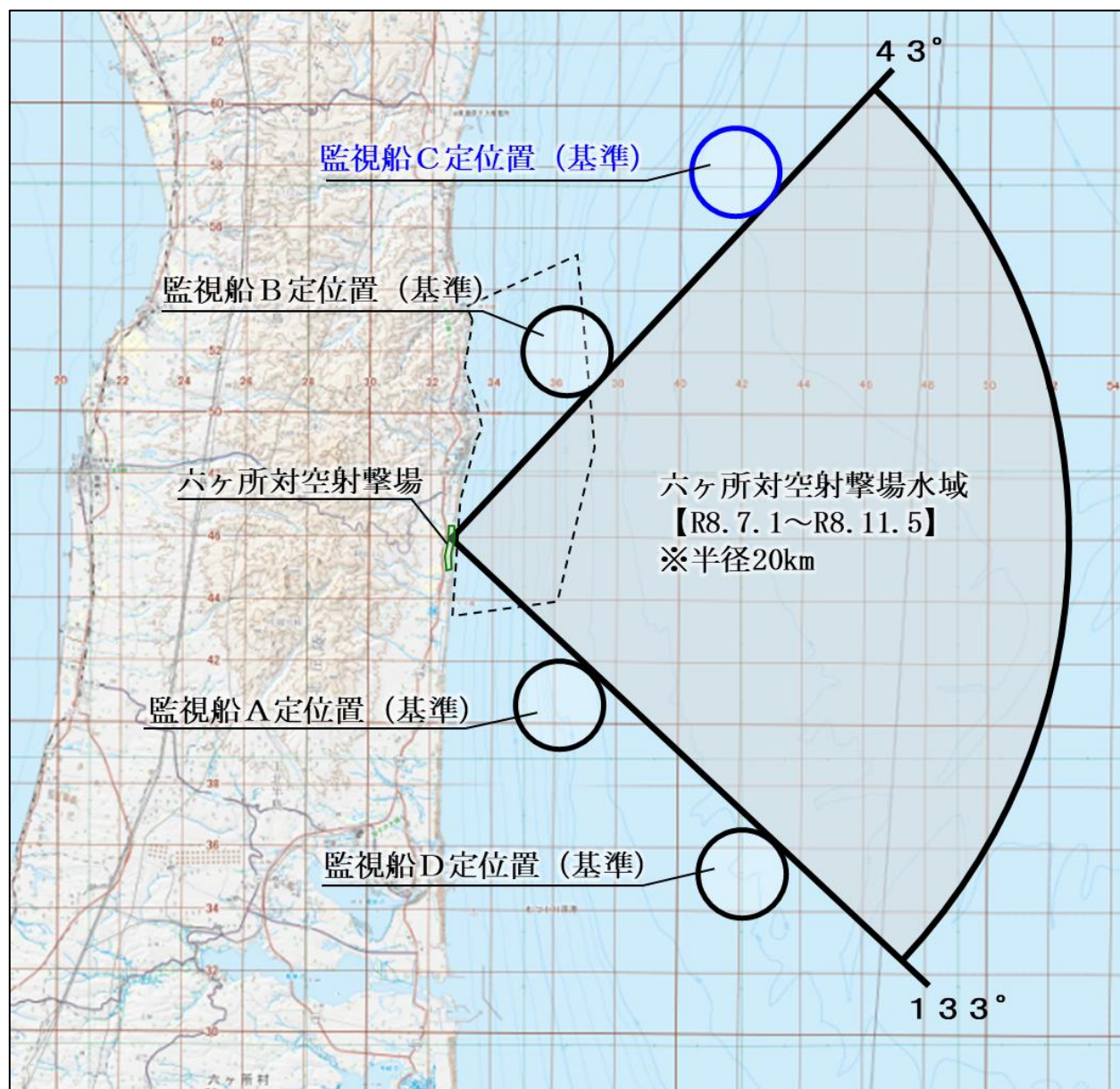
2.3 役務の要領

- 出港要請は、港前日の1800（基準）及び当日0600（基準）に実施する。
- 役務の開始は、出港当日の0730とする。
※官側の指示により漁港において気象等の回復を待つ場合（待機）も役務の開始に含める。
- 船舶等の不具合で出港できない場合は、監督官に申し出るとともに、代理の船舶を充てること。
- 船舶には自衛官2名以上を乗船させること。

2.4 役務船の規格等

区 分	規格等（基準）
船舶（C）	- 船舶は3.0t以上10t未満とする。 - 六ヶ所対空射撃場廠舎地域から漁港まで15km以内であること。 - 漁港から役務海域まで7km以内、かつ30分以内で到着できること。 - 船体が低く、海面上に浮遊する標的機等の回収が容易にできること。 - GPSを装備し、役務海域（扇形）を表示できること。 - 役務船の航行に必要な燃料等は、請負者で負担するものとする。
保有資格等	- 船舶操縦士免許 - 漁業無線従事者免許 - 船籍証明書

図1－役務海域



陸上自衛隊仕様書			
件 名	船舶賃貸借役務（D）	要求番号	6NL81CR0003
		仕様書番号	17
		作成年月日	R8. 5. 13
		作成者	六ヶ所対空射撃場管理隊

1 一般共通事項

1.1 総則

本仕様書は、六ヶ所対空射撃場水域での訓練等における「船舶賃貸借役務」について適用する。

1.2 役務

請負者は、関係法令等を遵守し、本役務を実施する上で必要、かつ適切な処置を行うものとする。

1.3 疑義

本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

1.4 適用法令

漁業法のほか、関係法令等によるものとする。

2 特記事項

2.1 役務場所（基準）

図1を基準とする。ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

2.2 役務予定期間等

令和8年7月1日（水）～11月5日（木）において、次の日数を予定する。

ただし、訓練等の状況、気象、海象等により変更する場合がある。

区 分	7月	8月	9月	10月	11月	計
役務予定日数	10日	19日	8日	19日	4日	60日

2.3 役務の要領

- 出港要請は、出港前日の1800（基準）及び当日0600（基準）に実施する。
- 役務の開始は、出港当日の0730とする。
※官側の指示により漁港において気象等の回復を待つ場合（待機）も役務の開始に含める。
- 船舶等の不具合で出港できない場合は、監督官に申し出るとともに、代理の船舶を充てること。
- 船舶には自衛官2名以上を乗船させること。

2.4 役務船の規格等

区 分	規格等（基準）
船舶（D）	- 船舶は3.0t以上10t未満とする。 - 六ヶ所対空射撃場廠舎地域から漁港まで7km以内であること。 - 漁港から役務海域まで7km以内、かつ30分以内で到着できること。 - 船体が低く、海面上に浮遊する標的機等の回収が容易にできること。 - GPSを装備し、役務海域（扇形）を表示できること。 - 役務船の航行に必要な燃料等は、請負者で負担するものとする。
保有資格等	- 船舶操縦士免許 - 漁業無線従事者免許 - 船籍証明書

図1－役務海域

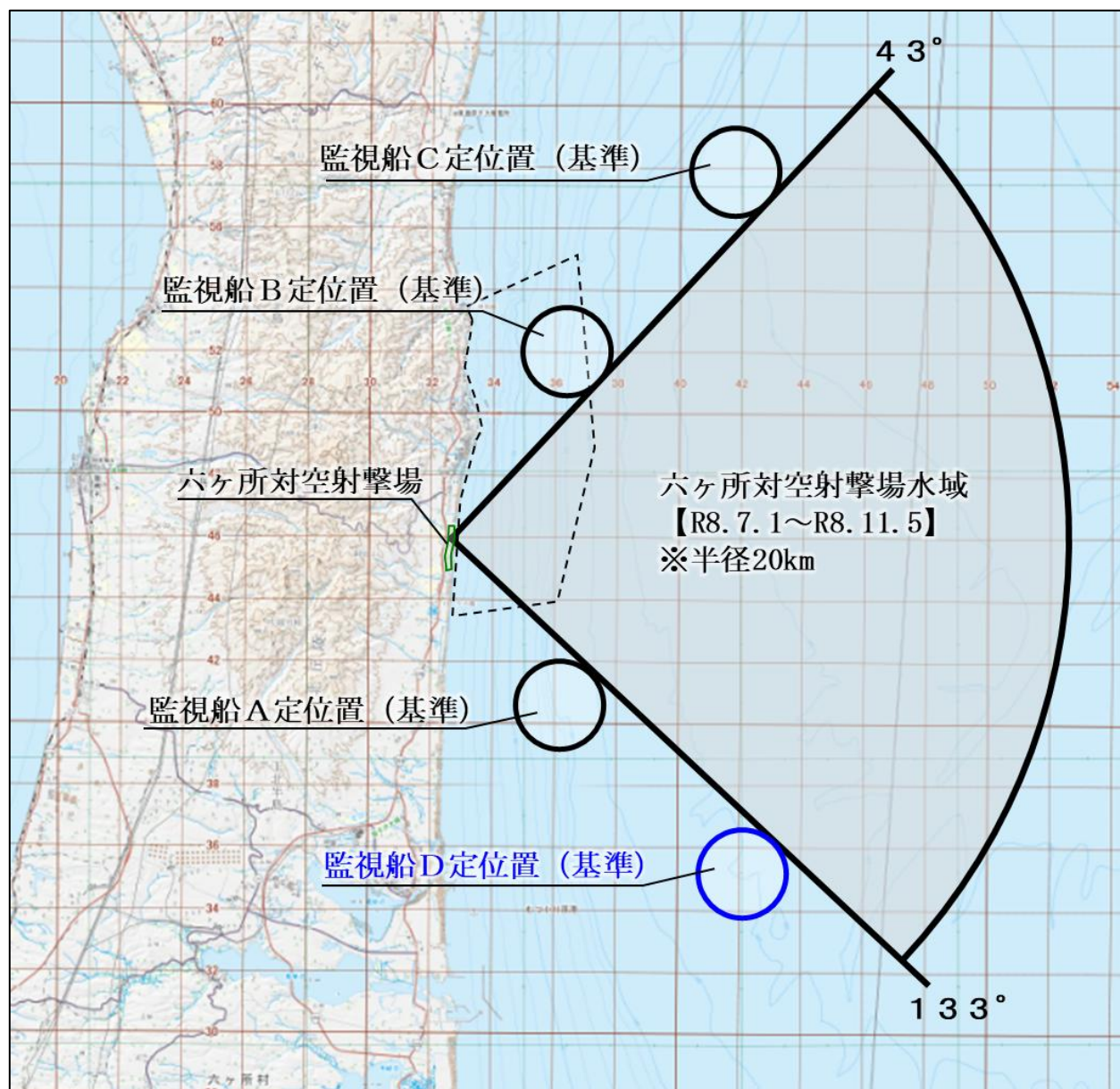


図1－役務海域

